

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月30日

【発行者名】 マルチ・マネージャー・アクセス  
(Multi Manager Access)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)  
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F.ケネディ通り33A  
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治  
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】 マルチ・マネージャー・アクセス  
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド  
(Multi Manager Access  
- Green, Social and Sustainable Bonds)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】 記名式無額面投資証券  
マルチ・マネージャー・アクセス  
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド  
クラスF - a c c 投資証券  
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券  
上限見込額は以下のとおりである。  
マルチ・マネージャー・アクセス  
- グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド  
クラスF - a c c 投資証券：10億1,330万米ドル（約1,527億円）を上限とする。  
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券：944億4,000万円を上限とする。  
(注1) 上限見込額は、便宜上、2024年10月末日現在の1口当たり純資産価格（クラスF - a c c 投資証券については101.33米ドル、クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については9,444円）に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。  
(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=150.74円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年1月31日に提出した有価証券届出書（2025年4月30日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、本投資法人の設立地における目論見書が更新され、役員の状況および別紙に関する記載が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の訂正内容は下記のとおりです。下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

## 第三部 外国投資法人の詳細情報

## 第1 外国投資法人の追加情報

## 2 役員の状況

&lt;訂正前&gt;

(2025年2月末日現在)

| 氏 名                                      | 役 職 名                                 | 略 歴                                                        | 所有株式 |
|------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------|------|
| アンドレアス・<br>エバーソルド<br>(Andreas Aebersold) | チェアマン・<br>オブ・ザ・<br>ボード・オブ・<br>ディレクターズ | ディレクター、スイス                                                 | 該当なし |
| マデュ・ラマチャンドラン<br>(Madhu Ramachandran)     | メンバー・オブ・<br>ザ・ボード・オブ・<br>ディレクターズ      | UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ<br>支店<br>エグゼクティブ・ディレクター                 | 該当なし |
| クリスティアン・シェーン<br>(Christian Schön)        | メンバー・オブ・<br>ザ・ボード・オブ・<br>ディレクターズ      | UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ<br>支店<br>マネージング・ディレクター                  | 該当なし |
| ジェーン・ウィルキンソン<br>(Jane Wilkinson)         | インディペンデント・<br>ディレクター                  | インディペンデント・ディレクター、<br>リップル・エフェクト・サール・エ<br>ス、ルクセンブルグ 創設パートナー | 該当なし |
| クリスティアン・マウラー<br>(Christian Maurer)       | マネージング・ディ<br>レクター                     | UBSアセット・マネジメント・<br>スイス・エイ・ジー、<br>マネージング・ディレクター、スイス         | 該当なし |

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ  
ティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

&lt;訂正後&gt;

(2025年5月20日現在)

| 氏 名                                      | 役 職 名                                 | 略 歴                                                                                       | 所有株式 |
|------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| アンドレアス・<br>エバーソルド<br>(Andreas Aebersold) | チェアマン・<br>オブ・ザ・<br>ボード・オブ・<br>ディレクターズ | <u>ノン・エグゼクティブ・</u><br>ディレクター、スイス                                                          | 該当なし |
| マデュ・ラマチャンドラン<br>(Madhu Ramachandran)     | メンバー・オブ・<br>ザ・ボード・オブ・<br>ディレクターズ      | UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ<br>支店<br>エグゼクティブ・ディレクター                                                | 該当なし |
| クリスティアン・シェーン<br>(Christian Schön)        | メンバー・オブ・<br>ザ・ボード・オブ・<br>ディレクターズ      | UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ<br>支店<br>マネージング・ディレクター                                                 | 該当なし |
| ジェーン・ウィルキンソン<br>(Jane Wilkinson)         | インディペンデント・<br>ディレクター                  | インディペンデント・ <u>ノン・エグゼク</u><br><u>ティブ・ディレクター</u> 、<br>リップル・エフェクト・サール・エ<br>ス、ルクセンブルグ 創設パートナー | 該当なし |

|                                    |               |                                                |      |
|------------------------------------|---------------|------------------------------------------------|------|
| クリスティアン・マウラー<br>(Christian Maurer) | マネージング・ディレクター | UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、<br>マネージング・ディレクター、スイス | 該当なし |
|------------------------------------|---------------|------------------------------------------------|------|

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

## 第4 関係法人の状況

### 1 資産運用会社の概況

#### (4) 役員の状況

<訂正前>

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

（2025年2月末日現在）

| 氏名                                       | 役職名                 | 就任         | 略歴                                                   | 所有株式 |
|------------------------------------------|---------------------|------------|------------------------------------------------------|------|
| フランチェスカ・ジリ・プリム<br>(Francesca Gigli Prym) | ディレクター/<br>ボード・メンバー | 2019年12月5日 | UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー | 該当なし |
| ウジェーヌ・デル・シオッポ<br>(Eugène Del Cioppo)     | ディレクター/<br>ボード・メンバー | 2022年9月2日  | UBSファンド・マネジメント（スイス）エイ・ジー、バーゼル、スイスチーフ・エグゼクティブ・オフィサー   | 該当なし |
| アン・シャルロット・ローヤー<br>(Ann-Charlotte Lawyer) | ディレクター/<br>ボード・メンバー | 2022年1月1日  | ルクセンブルグ大公国、インディペンデント・ディレクター                          | 該当なし |

（後略）

<訂正後>

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

（2025年5月20日現在）

| 氏名                                       | 役職名                 | 就任                | 略歴                                                            | 所有株式        |
|------------------------------------------|---------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------|-------------|
| <u>マニユエル・ローラー</u><br>(Manuel Roller)     | <u>チェアマン</u>        | <u>2025年3月28日</u> | <u>ヘッド・オブ・ファンド・マネジメント、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイス</u> | <u>該当なし</u> |
| フランチェスカ・ジリ・プリム<br>(Francesca Gigli Prym) | ディレクター/<br>ボード・メンバー | 2019年12月5日        | UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー          | 該当なし        |

|                                                 |                     |           |                                                                    |      |
|-------------------------------------------------|---------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------|------|
| ウジェーヌ・デル・シ<br>オッポ<br>(Eugène Del Cioppo)        | ディレクター/<br>ボード・メンバー | 2022年9月2日 | UBSファンド・マネジ<br>メント(スイス)エイ・<br>ジー、バーゼル、スイス<br>チーフ・エグゼクティ<br>ブ・オフィサー | 該当なし |
| アン・シャルロット・<br>ローヤー<br>(Ann-Charlotte<br>Lawyer) | ディレクター/<br>ボード・メンバー | 2022年1月1日 | ルクセンブルグ大公国、<br>インディペンデント・<br>ディレクター                                | 該当なし |

(後略)

## 別紙 B

以下の通りに更新されます。

## SFDR関連情報

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに  
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される  
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名: マルチ・マネージャー・アクセス・グリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド  
法人識別番号: 549300XTIT3N7BOFRE84

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EU タクソノミーとは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

## 環境的および／または社会的特性

### この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● ☐ はい

●● ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):\_\_%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):\_\_%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 65%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



**サステナビリティ指標**とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

## この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

当サブ・ファンドは、気候変動による影響の緩和、エネルギーの転換、不平等の是正、ならびに基本的生活のための必需品へのアクセスおよびその質の向上など、環境および／または社会および／または持続可能性に直接役立つプロジェクトのみに充当する資金用途を明確に指定している債券に主として投資する。サブ・ファンドの投資ユニバースには以下が含まれる。

- 1) グリーン・ソーシャル・サステナビリティ(以下「GSS」という。)債。すなわち、その発行手取金(または同等額)をGSS債を検証する業界基準(ICMA等)を満たす新規および／または既存の適格な環境および／または社会プロジェクト／活動の一部または全部のファイナンスまたはリファイナンスにのみ充当する債券。
- 2) サステナビリティ運動債等、持続可能性(サステナビリティ)と強く結びついている確定利付商品、すなわち、重要業績評価指標(KPIs)またはサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット等を掲げている債券。
- 3) 気候に関する活動のためのファイナンスもしくはリファイナンスを行う、および／または低炭素型経済を推進する気候変動運動債。
- 4) 科学的根拠に基づく目標イニシアチブ(SBTi)基準、すなわちパリ協定に適合している融資および投資活動を行うための科学的根拠に基づく目標を満たしている債券。
- 5) 気候問題のソリューション・プロバイダーに融資する確定利付商品。
- 6) 優良および／または主導的な環境および／または社会的な特性(国連の持続可能な開発目標、地方自治体(地方の事業体、政府系企業および機関、ならびに病院、大学および交通機関等の非営利団体および民間の地方団体)を有する企業および事業体が発行する確定利付商品や、上記の点に関連する有担保の証券化商品(例えば、手頃な価格の住宅関連、環境／エネルギーに配慮した商業用ビルへの融資、サービスが行き届いていない個人への貸付等)に関連付けられるものを含むがこれらに限られない)。ESGの分析は第三者による評価および独自の社内調査の両方に基づいて行うことができる。

## この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

当サブ・ファンドの資産の70%以上をGSS債を検証する業界基準を満たすグリーン・ソーシャル・サステナビリティ(以下「GSS」という。)債に投資する。ここには以下が含まれる。

- (a) 発行手取金の用途: GSS債は、その発行手取金(または同等額)を環境および／または社会のために明確に役立つ新規および／または既存の適格なプロジェクト／活動の一部または全部のファイナンスまたはリファイナンスのためのみに充当する資金用途を明確に定めなければならない、発行体がそれらを評価し、かつ実現可能である場合には定量化する。
- (b) プロジェクトの評価および選別のためのプロセス: GSS債の発行体は、適格なプロジェクトのための環境および／または社会的な目標、当該プロジェクトが適格であると判断されたプロセスならびにプロジェクトに関して見込まれる社会および／または環境リスクを認識および管理するプロセスを明確に説明する。
- (c) 発行手取金の管理: GSS債の発行手取金の純額(または同等額)をサブ・アカウントに入金するか、サブ・ポートフォリオに移管するか、またはその他の場合において適切な方法により発行体が追跡し、発行体は適格な環境および／または社会プロジェクトのための発行体による貸付および投資業務に関する正式な内部プロセスを通じて証明する。
- (d) レポーティング: 発行手取金の資金用途に関する即座に入手可能な最新情報を毎年更新する(ここにはGSS債の発行手取金を充当したプロジェクトのリストならびにプロジェクトの概要、充当した金額およびそれらにより予想される影響が含まれる)。

## この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、当サブ・ファンドが推進する一または複数の環境的および／または社会的な特性に貢献することである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資について、ポートフォリオ・マネージャーは、サステナビリティ要因に対する主要な悪影響のための関連指標ならびにグローバル規範、すなわち国連グローバル・コンパクト(UNGC)原則、経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針、国連ビジネスと人権に関する指導原則(労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言ならびに国際人権章典において定める8つの基本条約に記載される原則および権利を含む。)の遵守を考慮する。

また、当サブ・ファンドはリサーチおよび投資意思決定プロセスを通じて、最も重大なマイナスの社会リスクおよび環境リスクの存在が明らかになる商品の製造または事業活動を行っている発行体またはセクターを除外する。当サブ・ファンドはタバコの製造に関わっているか、または、風俗産業もしくはギャンブルから売上げのかなりの部分を得ている発行体に直接的に投資しない。さらに、当サブ・ファンドは非人道的兵器および軍需資材に関わっている企業のエクスポージャーを除外するものとする。

当サブ・ファンドは、ESG リスクが高い発行体、またはサーマルコール、アーケティックオイルもしくはオイルサンド等の議論を呼ぶ事業活動に携わる発行体に投資することがあるが、そのようなリスクに対処するための発行体の枠組みおよび方針、またはサステナビリティボンドを通じて調達した資金が持続可能ではない活動からのトランジションに寄与するかどうかに関するポートフォリオ・マネージャーの評価またはエンゲージメントを条件とする。

「主要な悪影響」(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止ならびに贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。ポートフォリオ・マネージャーはその意思決定プロセスに PAI 指標を統合している。

現在、以下の PAI 指標が投資ユニバースからの除外という手段を通じた検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業のエクスポージャー」

ハードコールおよび亜炭の探鉱、採掘、抽出、販売または精製から収益の1%超を得ている企業を除外する。

石油燃料の探鉱、抽出、販売または精製から収益の10%超を得ている企業を除外する。

ガス燃料の探鉱、抽出、製造または販売から収益の50%超を得ている企業を除外する。

**サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？**

当サブ・ファンドは、ポートフォリオ運用の決定、株主としてのアクティブな活動および議論を呼ぶ行為または活動に関連する企業またはセクターの除外を組み合わせ、自らの投資対象が社会および環境に及ぼす悪影響を検討する。

当サブ・ファンドが重視するサステナビリティ要因に及ぼす悪影響のための指標には、非人道的兵器のエクスポージャーおよび国連グローバル・コンパクト原則への抵触等が含まれる(ただし、これらに限定されない)。

**持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)**

OECD多国籍企業行動指針ならびに国連ビジネスと人権に関する指導原則に違反し、信頼に値する是正措置を取らない発行体は、ポートフォリオにおける持続可能な投資対象としての適格性を有していない。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



## この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✕ 考慮する。「主要な悪影響」(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。ポートフォリオ・マネージャーはその意思決定プロセスにPAI指標を統合している。

現在、以下のPAI指標が投資ユニバースからの除外という手段を通じた検討の対象になっている。

### 1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業のエクスポージャー」

- － ハードコールおよび亜炭の探鉱、採掘、抽出、販売または精製から収益の1%超を得ている企業を除外する。
- － 石油燃料の探鉱、抽出、販売または精製から収益の10%超を得ている企業を除外する。
- － ガス燃料の探鉱、抽出、製造または販売から収益の50%超を得ている企業を除外する。

### 1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- － 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則およびOECDガイドラインに重大に違反している企業を除外する。ただし、ESGデータ・プロバイダーが違反を記録した直後の是正期間内、およびポートフォリオ・マネージャーがESGデータ・プロバイダーにより提供されたデータに対して異議を唱えている事例は例外とする。

### 1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- － 非人道的兵器を源泉とする売上げを得ている企業または当該企業においてかなりの所有権を有している企業を除外する。

非人道的兵器とは、対人地雷、核兵器、生物兵器、化学兵器、クラスター弾、劣化ウラン弾、失明レーザー兵器、焼夷弾および／または検出不可能な破片をいう。かなりの所有権とは、別段の記載がない限り、20%を超える所有権をいう。

考慮しない。



**投資戦略**とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

## この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

### 投資ユニバース:

当サブ・ファンドの投資ユニバースは以下の商品に限定される。

- (1) グリーン・ソーシャル・サステナビリティ(以下「GSS」という。)債。すなわち、気候変動による影響の緩和、エネルギーの転換、不平等の是正、ならびに基本的生活のための必需品へのアクセスおよびその質の向上など、環境および/または社会および/または持続可能性に直接役立つプロジェクトのみに充当する資金用途を明確に指定している債券。
- (2) サステナビリティ運動債等、持続可能性(サステナビリティ)と強く結びついている確定利付商品。すなわち、重要業績評価指標(KPIs)またはサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット等を揃えている債券。
- (3) 気候に関する活動のためのファイナンスまたはリファイナンスを行い、および/または低炭素型経済を推進する気候変動運動債。
- (4) 科学的根拠に基づく目標イニシアチブ(SBTi)基準、すなわちパリ協定に適合している融資および投資活動を行うための科学的根拠に基づく目標を満たしている企業が発行する債券。
- (5) 気候問題のソリューション・プロバイダーに融資する確定利付商品。
- (6) 優良な環境および/または社会的な特性(国連の持続可能開発目標に関連付けられるものを含む。)を有する確定利付商品。

**ESGインテグレーション:** ポートフォリオ・マネージャーは投資プロセスの一環として各証券発行体の環境、社会およびガバナンス(ESG)の特性を検討し、力強いESG特性を有していると自身が確信し、かつその業務が環境および/または社会的な課題に貢献している企業か、またはグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよび/もしくはサステナブル・ボンドの発行を通じて時間の経過とともに事業を移行することを約束している企業または発行体に投資するよう努める。

### 除外事項(エクスクリューション):

当サブ・ファンドは、EUパリ協定整合ベンチマークの除外基準(欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(g))に服する企業への投資(グリーン・ボンド規則(規則(EU)2023/2631)に基づき発行される欧州のグリーン・ボンドを除く。)ならびにその他の資金を調達するための商品(欧州グリーン・ボンド規則に基づき発行されるものではないグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・ボンド)への投資を除外する。ルックスルー方式により、投資対象の商品が欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(g)が言及する一切の業務に資金を提供していないことを判断する。

EU気候移行ベンチマークの除外基準(欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(c))は、当サブ・ファンドのすべての投資に適用される。

## この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

当サブ・ファンドの資産の少なくとも70%をグリーン・ソーシャル・サステナビリティ(「GSS」)債、すなわち発行手取金(または同等額)をGSS債を検証する業界基準を満たす新規および/または既存の適格な環境および/または社会プロジェクト/活動の一部または全部のファイナンスまたはリファイナンスのみに充当する債券に投資する。

特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および/または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が、四半期末のすべての営業日における評価額の平均値を用いて同四半期末に算出される。

### 除外事項(エクスクリューション):

当サブ・ファンドは、EUパリ協定整合ベンチマークの除外基準(欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(g))に服する企業への投資(グリーン・ボンド規則(規則(EU)2023/2631)に基づき発行される欧州のグリーン・ボンドを除く。)ならびにその他の資金を調達するための商品(欧州グリーン・ボンド規則に基づき発行されるものではないグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナビリティ・ボンド)への投資を除外する。ルックスルー方式により、投資対象の商品が欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(g)が言及する一切の業務に資金を提供していないことを判断する。

EU気候移行ベンチマークの除外基準(欧州委員会委任規則(EU)2020/1818第12条(1)の(a)から(c))は、当サブ・ファンドのすべての投資に適用される。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はない。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なガバナンスの評価は法人にのみ適用され、健全な経営構成、従業員との関係、職員の報酬および税務コンプライアンスが含まれるが、これらに限定されない。

調査および投資決定プロセスにおいて、各発行体は、魅力的なリターン機会を提供すると同時に強力なガバナンス慣行を促進する発行体を特定するために外部のデータプロバイダーの評価およびポートフォリオ・マネージャーの社内調査を組み合わせ、優れたガバナンス基準に照らして系統的に評価される。ここには一般的に、発行体が持続可能な活動から得る収益(「何を実行するか」)の評価に加えて当該事業のサステナビリティおよびガバナンス(「どのように実行するか」)の評価の両方が含まれる。



**この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？**

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の比率の下限は80%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は65%である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)



#1 E/S特性に適合には、当サブ・ファンドにより促進される環境的または社会的特性を実現するために利用される当サブ・ファンドの投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に適合せず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していない当サブ・ファンドの他の投資対象が含まれる。

#1 E/S特性に適合の区分は以下が含まれる。

- #1A 持続可能な細区分には、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象が含まれる。
- #1B その他のE/S特性の細区分には、持続可能な投資対象としての適格性を有していないが、環境的または社会的特性に適合している投資対象が含まれる。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？**

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。

デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



## 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソミー適合投資は0%である。

### ● この金融商品はEUタクソミー<sup>1</sup>を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、環境目的に多大な貢献をすることが直接的に可能になる他の活動をいう。

トランジショナル活動とは、二酸化炭素の削減のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を線（本書に該当箇所はない。）で示している。ソプリン債<sup>\*</sup>のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



<sup>\*</sup>これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

<sup>\*\*</sup>該当がない(タクソミー適合投資がない)ため、比率を表示していない。

### ● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合は確約されていない。

<sup>1</sup> 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214により定められている。

 は、EU タクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



## EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、EUタクソミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソミー適合であることを決定付ける十分なデータが存在しないためである。



## 社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、持続可能な投資の最低比率の定めはない。



## どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



## この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

サブ・ファンドは、参照ベンチマーク指数であるICEグリーン・ソーシャル・アンド・サステナブル・ボンド・カスタマイズドUSDhインデックスに対するパフォーマンスを参照する。サブ・ファンドが保有する投資対象の少なくとも70%を参照ベンチマーク指数の銘柄で構成する。参照ベンチマーク指数は、ICMAのガイドラインおよび原則に基づき、環境および／または社会および／または持続可能性に直接役立つプロジェクトのみに充当する発行手取金の資金用途を明確に指定している、適格なグリーン、社会または持続可能な目的のために発行される債券の米ドルおよびユーロ建ての市場の指標を投資家に提供する。

**参照ベンチマーク**とは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

### ● 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？

参照ベンチマーク指数は、ICMAのガイドラインおよび原則に基づき、環境および／または社会および／または持続可能性に直接役立つプロジェクトのみに充当する発行手取金の資金用途を明確に指定している、適格なグリーン、社会または持続可能な目的のために発行される債券のみで構成される。

### ● 投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？

サブ・ファンドが保有する投資対象の少なくとも70%を参照ベンチマーク指数の銘柄で構成する。

### ● 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

参照ベンチマーク指数が適格性を有するグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドまたはサステナブル・ボンドのみをカバーしているのに対し、広範な市場指数は、その発行手取金の資金用途を明確に指定する必要がない、主要な国内市場およびユーロ債市場で公募される投資適格債を測定する。

● **指定指数の算出のために用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよい  
か？**

参照ベンチマーク指数の算出のために用いられる方法は、ベンチマーク指数提供者のウェブサイト  
([www.theice.com](http://www.theice.com))で参照することができる。



**より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよい  
か？**

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(<https://www.fundinfo.com/>)で参照することができる。